

〈自由投稿論文〉

町内会・自治会とNPOにおける「協働」関係 —自立した市民としての響同関係構築に注目して—

岩川 幸治

“Partnership” of Neighborhood Associations and NPO : Focusing on the Kyodo Relationships of Quite Real Autonomy of Citizens

IWAKAWA Koji

要約

近年、「協働」をキーワードにして、住民と行政が連携しながら、まちづくりを推進していこうという機運が高まっている。ここでの協働とは多様な主体の関わりを前提とするが、地域住民同士の協働についてはあまり言及されない。そこで本稿では、地域住民の生活に関わる活動を行っている町内会・自治会と、特定の課題を解決することを目的としたNPOが、いかにその役割を果たしながら活動することができるのか、団体という組織への所属とその組織で活動している個人に注目しながら、町内会・自治会とNPOにおける協働について考察する。

町内会・自治会とNPOは、連携の必要性を感じてはいるものの、実際にはあまり連携はできていない。そこで「連携の契機」に注目することで、活動に対する個人の思い・動機と組織への所属による活動の展開を考えるきっかけとし、さらに多様な「キョウドウ（協働・協同・共同・響同）」のあり方やそれらの結びつきから深めていく。「キョウドウ」関係を支えるには、

行政がいかに関与するか、自立した市民として、町内会・自治会やNPOなどで活動していくために、市民と行政との協働関係も視野に入れて検討しなければならない。

キーワード：町内会・自治会，NPO，協働・共同・協同・響同，市民と行政

1. はじめに

近年、「協働」をキーワードにしなが、まちづくりを推進していこうとする気運が高まっている。総務省が実施している「地方公共団体における新たな行政改革の取組の動向（平成25年10月1日現在）」によると、「地方公共団体において新たに工夫している行政改革の取組について」という項目において、「地域における協働の推進」と回答したのは、都道府県、指定都市、市町村あわせて449団体で、全体の29.1%であった⁽¹⁾。

「協働のまちづくり」施策が進められるようになった背景には、国の地方分権改革および地方行政改革推進政策があるが、住民の身近なところで政策が決定されるため、多様化するニーズに対応する公共サービスを供給できる可能性が高まり、住民にとっては望ましい（坂本2017）。『協働によるまちづくり』とは、『ニーズの多様化』により頻発する地域課題の解決に、異なる主体が、何らかの役割分担に基づき連携して取り組むことである」（坂本2017：119）。坂本（2017）は、公共サービスの「安上がり」な提供のみを目的とする「協働の偽装」に陥らないために、連携する主体同士が「目的共有」「相互理解」「対等性」の「協働3原則」を遵守することで、複数の主体が協働で事業を実施し、ニーズの多様化に対応できるようにすることが求められると指摘する。そして「協働のまちづくり」施策に着手するにあたっては、自治体は「協働の3原則」を反映させた「協働のルール」を、住民や民間団体と協議して策定する必要がある。

自治体による働きかけをきっかけとしなが、行政が住民や民間企業・民間団体といかに協働していくのかその方法が模索されており、地域協働の推進例として、自治体による取り組みが紹介されている⁽²⁾。また、市民協働ま

ちづくりカフェ（東京都府中市）、協働のまちづくり—市民活動の活性化と協働の推進（千葉県松戸市）、市民の企画提案による協働のまちづくり事業（北海道旭川市）など、自治体による市民との協働のまちづくりには枚挙に暇がない。これらに共通するには、市民と行政とがいかに協働しながらまちづくりを進めていくのか、住民が参画する工夫も含めて、住民が主体となってまちづくりに参画する取り組みや、民間企業や大学との連携、地域拠点の整備など、今後、協働を進めていくために参考となるような方法が具体例として示されている。

このように、住民と行政、民間団体、民間企業との連携は、数多く取り上げられる一方で、住民同士が支え合い協働しながら社会をつくっていく必要性が提唱されている。社会福祉法第4条や「ニッポン一億総活躍プラン」をみると、地域のあらゆる住民が役割をもち、協力し助け合いながら共生できる社会を実現できるような仕組みを作っていくことを目指しているとわかる。さらに、市民活動団体やNPOなどのように社会福祉に関する活動を行う者や、社会福祉法人のように社会福祉を目的とする事業を行う者とも協力していきながら、地域福祉を推進していくことが期待されている。

社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。（太字と下線は筆者による）

我が事・丸ごとの地域づくりについて

- ・「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）
 - ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」設置（平成28年7月）
- 子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共

に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。(太字と下線は筆者による)

本稿では、地域住民の生活に関わる活動を行っている町内会・自治会と、特定の課題を解決することを目的とした市民活動団体、特にNPOを取り上げ、目的をもちながらそれぞれに活動している団体が、いかにその役割を果たしながら活動することができるのか、団体という組織だけでなく、その組織で活動している個人にも注目しながら、町内会・自治会とNPOとの協働について考察することを目的とする。

2. 町内会・自治会とNPOの連携とその実態

地縁型組織として、地域の問題を地域住民と共に解決してきた町内会・自治会は、近年加入率の低下や業務の過重負担などから、その存在意義が問われている⁽³⁾。しかし、1995年阪神・淡路大震災、2004年新潟県中越地震、2011年東日本大震災など、一連の災害をきっかけにして、防災活動を担う町内会・自治会の必要性が改めて認識されるようになり、町内会・自治会の組織のあり方や他の団体や機関との連携が模索されている。町内会・自治会にどのような意義を見出すかは、町内会・自治会がどのような機能を果たす組織と考えるか、町内会・自治会をより良くする方法をいかにみつけるかによるだろう。

ではNPOは、私たちにとってどのような存在であろうか。特定の課題を解決するNPOは、年々増加の一途をたどっている。内閣府によれば、2017年6月末現在で、NPO法人として認証を受けた団体は51,629にのぼる。活動分野をみると、保健・医療・福祉、まちづくり、防災、子育てなどが多い⁽⁴⁾。NPOには、生活課題を解決するために地域福祉やまちづくりを目的とした

活動をするものが多くみられるため、町内会・自治会がNPOと連携することで、町内会・自治会は特定の分野における専門的な知識・技能を運営に活かすことができる（辻中・ベッカネン・山本2009）。またNPOは、複数のテーマ性をもち活動する団体が多いため、地域にとって外在的な組織として役割を果たしつつ、地域と地域住民とを橋渡しする役割も果たしている。NPOが地域コミュニティと関わりをもつことに注目すると、地縁型組織である町内会・自治会とどのように関わりをもつかについて考えることも重要であろう。社会福祉関係のNPOが機能している基底には、住民間の日常的でさまざまな互助活動が存在しているため、NPOが新しい地域社会システムの核になっていくには、これまでの地域の多様な組織的・個別的活動の蓄積を活かし、連携していく視点が常に求められる（山崎2009）。

では、町内会・自治会とNPOは、お互いに連携することを志向しているのだろうか。辻中豊らが2006年に実施した『町内会・自治会などの近隣住民組織に関する全国調査』と2006年～2007年に実施した『NPO調査』を参考に考察していきたい（辻中・ベッカネン・山本2009）。町内会・自治会がNPOとの連携を志向する割合は44.9%であるのに対し、市区町村レベルで活動するNPOの町内会・自治会との連携志向性は91.5%と、NPOは非常に高い割合で町内会・自治会との連携を志向しているのに対して、町内会・自治会は半数程度しかない。NPOにとっての大きなメリットは、活動に際して協力が得られるという点にあるようである。町内会・自治会のもつ地域の情報に対する期待が、地域を基盤としないNPOにとっては高いようだと言われている。

実際の連携をみると、実際に連携している町内会・自治会は全体の30.3%で、連携を志向している町内会・自治会の割合44.9%よりも低い。また連携はしていないが連携を志向している町内会・自治会は22.2%と一定数はある。このように連携を志向してはいるが、なかなか進んでいないのが現状のようである。連携が進まない理由として、連携を志向しているか否かにかかわらず、町内会・自治会の会員である住民の理解不足を挙げている町内会・自治会が40%以上にもものぼる。連携よりも独立志向の強い町内会・自治会では、NPOとの考え方の相違が30%程度みられる。一方で、連携志向の町内会・

自治会の30%強、独立志向の町内会・自治会の20%強は問題なくNPOと連携できていると回答している。

では、どのような活動で、町内会・自治会とNPOは連携しているのだろうか。ここでは、地域に根ざした既存組織である地縁団体⁽⁵⁾と、自発的な市民団体・サークルである市民団体をもとに、両者の連携について検討したい。地縁団体による市民団体との連携をみると、祭りやイベントで10%を超えておりやや高いが、防災、消防、清掃・美化、交通安全、高齢者支援などで連携をしている地縁団体は10%弱である。いっぽう市民団体が地縁団体と連携している割合は、先述のいずれの活動も10%に満たない。情報の授受をみると、自治会連合会と情報の授受を双方向に行っている町内会・自治会が23%ある。情報の提供もしくは入手等での関わりも含めると、半数以上の町内会・自治会が自治会連合会と関わりをもっている。子ども会、老人クラブ、婦人会といった年齢、性別による地域の団体とは、情報を入手するというよりも情報を提供する町内会・自治会が20%強と多くなっている。一方で市民団体とは関係がない町内会・自治会が70%を超えており、双方向に情報を授受している町内会・自治会は10%未満と低い。町内会・自治会と市民団体とでは、あまり情報は授受されていないようである。情報の授受関係の特徴をみると、「自治会は行政に近い立場の団体からの情報を自治会内部の年齢・性別に基づく団体へと伝えるパイプ役を果たしているといえる」(辻中・ベッカネン・山本2009:112)。

3. 町内会・自治会とNPOの「キョウドウ」関係

町内会・自治会とNPOとはあまり連携できておらず、連携していくのはなかなか難しいということがわかった。そこで本章では、連携することの自身を細かく分析することで、町内会・自治会とNPOとが協働することについて考察を深めたい。

谷口(2004)は、町内会・自治会のような地域住民組織とNPOとの「連携の契機」に注目し、その形態を3つに分類する(表1参照)。

谷口(2004)は「連携の契機」にはそれぞれに違いはあるが、連携する局

面において、代表者がメンバーたちに投げかける「言葉」が、メンバーの活動を促すきっかけになっていると指摘する。その「動員の契機」は、「言葉」のもつ理性を超えた「凄さ」であり、その「凄さ」がメンバー間の「共通感覚」となることによって可能となった⁽⁶⁾（谷口2004）。そうであるならば、町内会・自治会、NPOでの活動を考えるときに、なぜ活動するようになったのか、活動を進めていくきっかけとなったことは何か、といった一人ひとりの個人の思い・動機に注目する必要があるといえるだろう。そこで、町内会・自治会とNPOにおける組織間の関わりだけに注目するのではなく、そこで活動する個人に焦点を当てて、連携することの意味を考える必要がある。そうすることで組織に所属していることから始まるのではなく、どのような動機によって町内会・自治会、NPOで活動するようになったのか、そこで

表1 「連携の契機」からみた連携の形態

連携の形態	内容
「発展分業型」連携	地域住民組織のある機能を発展的に分離し、その部門をNPO化することで、より専門的にその分野で活動を展開することで連携を築く。 例) 配食サービスやデイケア、清掃部門などをNPO化することによって、より専門的に分業体制を確立する。
「行政媒介型」連携	行政からの事業委託や行政への活動に直接参加することで生まれる連携。公的なものが媒介となり連携を築いていく。 例) まちづくりやリサイクル活動などを、行政が民間事業所に委託する。
「直接対話型」連携	個人的な対話を重ねて連携を築く。従来接点のない「異質なもの」同士が、偶然の出会いによって協働関係を深化させていく。 例) 障害のある人も地域の一員として暮らせるように、「地域に重度障害者をかかえてもいい」というコンセンサスを獲得するための対話（障害者が働く喫茶店に、地域住民、民生委員、区長が常連客として足をはこぶなど）を積み重ねていく。

谷口（2004）より、筆者作成

の活動が本人にとってどのような意味をもち、今後どのように展開しようとしているか、町内会・自治会、NPOそれぞれの視点から理解することができる。

連携することについて、大野（2010）は町内会・自治会が母体となって福祉系NPOを創出し、両組織が相互連携するプロセスを、時間的な流れに注目しながら明らかにしている。しかし、地域リーダーが果たす役割を考察することが目的であるため、すでに町内会・自治会に加入し、自治会長など何らかの役職に就いている者を調査対象者としている。それゆえに、個々人がどのような動機をもって、自らの力量を形成していきながら、町内会・自治会に加入したりNPOを立ち上げたりして活動しているかはわからない。谷口（2004）による「直接対話型」連携は、個人的な対話を重ねることが関係を深めていく、と個人に注目をして連携を分類している。しかし、もともと町内会・自治会やNPOなどに所属している個人を前提にしていると考えられるため、なぜ町内会・自治会もしくはNPOで活動しようと思ったのか、そもそものきっかけは理解しがたい。

鈴木（2014）は、地域で活躍している住民が多様な形態で「キョウドウ」していることに注目し、「キョウドウ」に含まれる「共同」「協同」「協働」を区別しなければならぬとして、組織のあり方だけではなく個人のあり方も視野に入れて考察している。組織のあり方として「共同」と「協同」を挙げその意味を説明し、さらに諸個人が活動することの意味に対して、新たに「協働」という概念を提起し、異なる立場の個人や組織の関係に適用する（表2参照）。

そして鈴木（2014）は、「キョウドウ」の区別と関連を次のように説明する。互いに違いをもちながらも平等な諸個人が、共通の目的を実現できるように組織化をし（協同）、それぞれが役割分担をしながら、必要なものを創造していく（協働）。創造した成果をみんなの共有資産とすることで、協同関係をより強固なものにし、協同・協働関係を発展させていこうとする（共同）。「共同」「協同」「協働」による活動が、相対的に独自性をもちながら、相互に関連し合っていることをふまえ、それぞれが調和的・相互豊穡的に発展していくように意識的に働きかける活動を「響同」と呼ぶ。

表2 共同・協同・協働の意味

共同	主として地縁的・団体的組織を基盤にしたもので、コミュニティとも呼ばれている。例として、町内会・自治会が挙げられる。
協同	一定の共通問題の解決に取り組もうとして組織されているもので、「志を同じくする」自立した個人が力をあわせるために組織化する活動。アソシエーションとも呼ばれる。例として、NPOが挙げられる。
協働	自分たちの目的を実現するために、互いに役割分担をしながら力をあわせて、必要なものを新たに創造していく実際の活動。

鈴木（2014）より、筆者作成

響同関係を構築するには、「共同」「協同」「協働」の関係を、もう少し整理しておかなければならない。「共同」「協同」は組織として活動することに力点がおかれるが、「協働」では活動する個人に力点をおく。Aさんという一個人を例に挙げると、Aさんが地域で活躍したいと思い、まずは町内会に加入し「共同」という組織で活動を始める。そこから徐々に住民の見守りや居場所でもあるサロンを開設したいと思い、町内会での活動を続けながらNPO法人を立ち上げ、「協同」という組織で自分の思いを実現できるように同じNPOの仲間とともに活動する。以上のように、Aさんの個人的な思いを出発点とし、それを実現するために、「共同」「協同」という組織に所属しながら活動することで、「協働」が可能となる。すでに町内会・自治会で活動していて、地域の課題を解決するためにNPOと連携を図る場合もあるだろう。個人と所属・活動する組織との関係は、あらゆる場合を想定することができる。個人の思い・動機を踏まえて「響同関係」を形成していくには、一個人の「志」を醸成し、実行できるようにサポートをすることで、一步を踏み出せるように背中を押すことができるかどうかのポイントとなるだろう。

4. 響同関係の形成—市民と行政との協働関係

響同関係を構築するには、個人の「志」を醸成し、実行できるようなサポートが必要であるが、それを実現するには、「志」をもった個人が地域社会で活躍できるような機会をどのように準備することができるかにある。その

ためには、行政がどのように関わるのか、住民と行政がどのような関係を構築するのか、個人の「志」に注目して協働関係を検討する必要がある。

世古(1999)は、住民とはそこに住む人のことであるが、これからの社会は個人の私的な関心を追求するとともに、公的関心をもち、自己責任をもって社会に参画する「公的人間」、つまり「市民」に編み上げられていく必要があると指摘する。いかに志をもった自立した市民となつて、地域社会において支え合いながらそれぞれが活躍できるように、行政が市民を後押しするのか、自立した市民同士が協働することを目標として、いかに市民と行政とが協働できるのか、そこから響同関係は形成されていく。ここでいう市民とは、多様な自立のあり方を踏まえると、町内会・自治会、NPO等を含む広い概念を指す(松下2013)。

ところで、市民と行政との関係をどのように考えたらいいだろうか。松下(2013)は協働のいくつかの英語訳に注目して、協働とは、力をあわせて新しいものをつくっていくコプロダクションでもなく、一緒に考えて、一緒に汗をかいて、結果や成果を一緒に味わうコラボレーションでもない、パートナーシップだと指摘する。パートナーシップとは、市民と行政との対等性・関係性を重視する考えで、同等だということは、相手を尊重することであり、自律であり、責任でもあり、そこから信頼関係が生まれてくる(松下2009, 2013)。対等であり同等でもあるということは、市民と行政がまったく同じ役割を果たすということではない。それぞれの違いや強みを十分に認識し、対等な関係の中で補完しあえるのか、適度な緊張感をもって、協働すること自体が目的とならないようにできるかどうかが問題となる(水谷2017)。

玉野(2007)は、市民と行政の協働=パートナーシップという政策的な理念を、「市民と行政」とするか、それとも「行政と市民」にするかによって、それぞれのレベルに応じた行政の対応があると指摘する。「行政が公的な領域に基本的な責任を持ち、何が公的であるかは行政が責任をもって決定すべき」という伝統的な観念に留まっている場合(『行政と市民』)と、何が公的であるかも含めて市民と行政がともに検討し、そのつどつくり出していくべきものであるとする新しい公共観念にまで進んでいる場合(『市民と行政』)(玉野2007:41)である。後者に注目すると、自治は行政だけが担うもので

はなく、市民も担うため、市民が公共を担えるように、行政はバックアップしていく必要がある。つまり、市民と行政とが相互の役割を確認し、それぞれにふさわしい役割をどのようにして果たしていくかを考えなければならない。さらに志をもち自立した市民となるように、市民と行政とがどのような関係を構築するかも問われてくる。その関係によって、どのような市民を行政が求めるか、またどのような市民になりたいと市民自身が思うかによっても、「自立した市民」がどのようなものになるかが決まってくるだろう。

自立した市民とは何らかの形で、市民自身が主体となって活動していくことだといえるだろう。中高年から高齢者を例にとって考えてみると、個々人の地域活動に対する志を醸成し地域で活躍できるような機会をつくれるように、自治体によっては講座が開講されている。定年を迎えたもしくは定年を迎える前に地域で活動ができるように、たとえば福岡県北九州市では「夢追塾」⁽⁷⁾が、東京都八王子市では「はちおうじ志民塾」⁽⁸⁾が開講されている⁽⁹⁾。講座を受講したことがきっかけとなって、町内会・自治会で活動を始めたり、自分にとって関心のある課題を解決できるように市民活動団体やNPOで活動したり、コミュニティビジネスのように起業したりと、その活躍は多様である⁽¹⁰⁾。長沼（2010）は、民主主義に則り住民が主体となって、より良い社会を創造するために参画する市民としての態度や性質を持っている状態をシチズンシップといい、住民が市民になるとは、まさにシチズンシップを獲得する過程だという。シチズンシップを獲得した一つの形態としてボランティアの存在を挙げ、ボランティア学習を基盤としたシチズンシップ教育によって、シチズンシップを身に付けて市民として活動することができる（長沼2010）、とボランティアを市民活動の一つとして挙げる。

以上のことから、市民も行政もイニシアチブを取るという関係にあることが協働だといえるだろう。つまり、両者が公共の主体としてまちをつくっていくという関係にあることが協働なのである（松下2013）。市民と行政とは同じ公共の主体として、一緒に汗を流すこともあるが、一緒に汗は流さないが公共の担い手として活動することもある（松下2009）。この両者を含めて協働と呼ぶ。「行政と同時に市民も公共主体として、市民一人ひとりが幸せに暮らせる社会を実現すること」（松下2013：20）が協働することの目標で

あり、その目標を市民と行政とが共有することが不可欠である（世古2009）。これらは、協働を進めるための前提条件となるだろう。そして、共同、協同へと結びつくように展開していくかどうか、協働との関係が適宜見直されて、改めて協働すること、共同すること、協同すること、それぞれの意味が問われてくる。このようにして、行政とも関係も視野に入れた響同関係が形成されていく。

〈注〉

- (1) 他の具体的な取組みの項目をみると、業務改善の取組33.7%、民間委託等の推進33.7%、組織、マネジメントの見直し33.5%、人材育成の推進26.9%となっている。これらの新たに工夫している行政改革の取組みは、地域における協働の推進と同程度の割合で進められていることがわかる。
- (2) 総務省が公表している『平成21年度地方行政改革事例集（平成21年12月末現在）』では、都道府県・市町村レベルにおける地域協働の推進例として、16事例が紹介されている。（総務省ホームページより http://www.soumu.go.jp/iken/100125_4.html 2017年10月22日閲覧）。
- (3) 朝日新聞では、2015年から2016年にかけて、自治会・町内会について特集が組まれている。交流や防災に期待する一方、行政とのかかわりや人間関係を悩む声もある。また自治会を変えたいと思っても、なかなか意見が言いづらく、今よりもどうすればよくなるのか、これからの自治会・町内会のあり方について考えている。フォーラム「自治会は今」2016年5月30日、「自治会は今 フォーラム面の現場から」2016年2月8日～2月11日・全4回、フォーラム「どうする？自治会・町内会」2015年9月27日～10月25日・全6回。
- (4) 活動分野の多い順番に団体数をみると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」30,275、「社会教育の推進を図る活動」24,885、「団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」24,258、「子どもの健全育成を図る活動」23,739、「まちづくりの推進を図る活動」22,842となっている。2017年3月31日までに認証を受けた51,518法人の定款から集計（内閣府「NPOホームページ」<https://www.npo-homepage.go.jp/>より。2017年10月6日閲覧）。なお、複数の分野で活動している団体も多いため、法人数と各分野の活動団体数の合計は一致しない。
- (5) 年齢と性別による地縁団体、特定の目的に基づく地域団体、行政協力組織を指す。
- (6) 谷口（2004）は、具体的な連携の事例を挙げながら、言葉のもつ「凄さ」を説明している。たとえば、月見山連合自治会長の発した「随習を打破せよ！」という「言葉」は、地域の人々に、慣習化された組織においては経験され得なかった衝撃と新鮮さを与えた。また、成岩地区のスポーツクラブによる子どもたちとの

まちづくり活動においては、「近所の子どもを注意できるか!」「近所の子どもの名前を10人言えるか?」といった「言葉」が、住民間の連帯のなさへの「自覚」を促し、地域住民による活動への賛同を得ていった。障害者福祉NPO「ふわり」においては、「自分たちも障害者(老人)になる!」という「言葉」が、地域の人々に自らの将来をモニタリングする契機を与え、障害者に対する「寛容さ」を気付かせた。

- (7) 北九州市のホームページでは、生涯現役夢追塾として、基礎講座と専門講座から成る講座を受講し、地域で実践できる能力を身につけられるようにすることが塾の目的として、説明されている (http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0346.html 2017年10月24日閲覧)。基礎講座では、漠然とした「各自が住むまちでの気になることや課題」、「自分がやりたいこと」を明確にし、共通の思いを持った仲間を見つけることやグループ活動に必要な能力の養成や、地域について調べるとともに、プレゼンテーション能力等の地域で活動する際に必要となる能力の養成をする。次に専門講座では、夢を具体化・精度化し、実践につなげていく。NPO団体やボランティアグループ等から実際の活動のノウハウを学び、また活動を体験し、活動形態の検証を行う。各グループで活動プロジェクトを立ち上げ、学習成果を元に実践の準備を進めていく。

この事業は、北九州市社会福祉協議会・里山を考える会共同事業体に受託されて運営されている。受託先の北九州市社会福祉協議会・里山を考える会共同事業体のホームページでは、夢追塾について次のように紹介されている。

豊かな経験と能力を持つシニア世代が、退職後も現役時代と変わりなく、自分らしく自由に働き、豊かにコミュニケーションをしながら、地域の活性化といった社会的な役割を担い貢献していくことが強く求められています。

自らの夢を夢として終わらせるのではなく、これまで社会で培ってきた力を発揮し、それぞれの分野で、社会で、役割を担い貢献する。

「夢追塾」は、企業の逸材を、市民の逸材を、退職後の高齢期に能力を眠らせたまま老後を迎えるのではなく、生涯現役で世の中をリードしていこうとする夢を抱いた「志民」を募集します。

(夢追塾ホームページ<http://www.yumeoi.org/> 2017年10月18日閲覧)。

- (8) はちおうじ志民塾は、東京都八王子市が2008年度から始めたもので、これから定年を迎えるもしくは定年を迎えた方が、これまで培ってきた知識や経験を活かして地域で活躍できるように実践を学ぶ講座である。2016年度までに8期生172名が卒業している(はちおうじ志民塾第九期受講生募集パンフレット参照)。

八王子市のホームページでは、はちおうじ志民塾が次のように紹介されている。

会社を離れた後の「地域」への第一歩

平成29年度で第9期を迎える「はちおうじ志民塾」。これから定年を迎える、またはすでに定年を迎えた方々（概ね50歳以上の男女）を対象に、これまで培ってきた知識や経験を活かし、社会貢献活動や地域活動などの担い手として、地域に根ざして主体的に活動をしていただくことを目的とした講座です。

講座では、地域への第一歩について学ぶところから、町会・自治会やNPOなどの様々な活動や、コミュニティビジネスの基礎など、幅広く学びます。また、受講をつうじた仲間づくりや地域でのネットワークづくりにも役立ちます。

すでに約170名の方がこの講座を受講し、地域を舞台に活躍されています。

（八王子市ホームページ「はちおうじ志民塾」より、2017年10月24日閲覧

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/001/001/002/p000161.html>)

- (9) 夢追塾やはちおうじ志民塾のように、積極的に自立して活躍するところまでは求めず、生涯学習のように生涯にわたって学ぶような講座の受講が多いのが現状であろう。
- (10) 一般財団法人地方自治研究機構（2014）による『高齢者が活躍できる場を拡大するための自治体支援策に関する調査研究』では、はちおうじ志民塾の卒業生の動向として、町会の役員を引き受けたり、町会での活動をベースにしたみまもり活動を展開しようとNPOを立ち上げる計画を考えていたり、サロンや老人クラブの運営をしたり、リユース食器の普及活動を行ったりしていることが紹介されている。また起業した塾生もあり、その活動は多岐にわたる。

〈引用・参考文献〉

- 一般財団法人地方自治研究機構，2014，『高齢者が活躍できる場を拡大するための自治体支援策に関する調査研究』。
- 松下啓一，2009，『市民協働の考え方・つくり方』 萌書房。
- 松下啓一，2013，『協働が変える役所の仕事・自治の未来—市民が存分に力を発揮する社会』 萌書房。
- 水谷綾，2017，「行政とNPOの協働—地域社会の創造のために」大阪ボランティア協会編『テキスト市民活動論 第2版—ボランティア・NPOの実践から学ぶ』大阪ボランティア協会，88-99。
- 長沼豊，2010，「地域福祉の実践者としての市民を育てる—シチズンシップ教育」妻鹿ふみ子編著『地域福祉の今を学ぶ—理論・実践・スキル』ミネルヴァ書房，16-30。
- 大野真鯉，2010，「町内会・自治会が福祉系NPOを創出するプロセス—地域リーダーの役割に焦点をあてて」『社会福祉学』51（3）：78-90。
- 坂本俊彦，2017，「『協働のまちづくり』の課題と展望」三浦典子ほか編『地域再生の社会学』学文社，116-132。
- 世古一穂，1999，『市民参加のデザイン—市民・行政・企業・NPOの協働の時代』ぎ

ようせい。

世古一穂, 2009, 『参加と協働のデザイン—NPO・行政・企業の役割を再考する』学芸出版社。

鈴木敏正, 2014, 「現代人の社会的形成」『[増補改訂版] 生涯学習の教育学—学習ネットワークから地域生涯教育計画へ』北樹出版, 126-154。

玉野和志, 2007, 「コミュニティからパートナーシップへ—地方分権改革とコミュニティ政策の転換」『自治と参加・協働—ローカル・ガバナンスの再構築』学芸出版社, 32-48。

谷口功, 2004 「コミュニティにおける主体形成に関する一考察」『コミュニティ政策』2 (0) : 173-189。

辻中豊・ロバート・ペッカネン・山本英弘, 2009, 「自治会と他団体との相互連携」『現代日本の自治会・町内会—第1回全国調査にみる自治力・ネットワーク・ガバナンス』木鐸社, 101-122。

山崎丈夫, 2009, 『地域コミュニティ論—地域分権への協働の構図 3訂版』自治体研究社。

